

# 明治初年の「自裁」規則補遺

——明治法制史料断片(三)——

中山光勝

## 解題

私は、さきに「明治初年の『自裁』規則」なる小稿において、明治四、五年の「自裁」規則に関する若干の資料を紹介した<sup>1)</sup>。その中で、国立公文書館蔵『太政類典』第一編・第百八十九卷・刑律・刑律第一・二十二に収録されている「四年四月・名例律中質疑及自裁規則」について、

この資料は、平松義郎博士が、「切腹」に関する文献として、夙にその存在を指摘されている(平松・前掲『近世刑事訴訟法の研究』一〇〇七頁・(1))  
「諸府伺四・第卅号京都府伺」と関係のあるものと

思われるが、平成五年十月二十日現在、法務省法務図書館は、改築中であり、当該資料を閲覧することが不可能であるため、それが確認は後日の調査にゆずることとする。ちなみに、司法省調査課編『和漢図書目録』昭和十一年末現在(昭和十二年)二二七九―二二八三頁によれば、『諸府伺』四・自明治四年至同五年は、第一五七号乃至第三三六号の資料を収録していることとなり、平松博士の指摘されている「第卅号」は、『諸府伺』一・明治四年に収録されている(前掲『和漢図書目録』二二七〇頁)。また、その件名は、「京都府伺謹慎禁錮中死去スル時其罪ヲ免シ方其外四ヶ条伺ノ件」である。<sup>2)</sup>

と述べておいた。

その後、平成六年八月、法務図書館は、新装なった赤レンガ庁舎へ移転し、資料の閲覧が可能となった。そこで私も機会をえて同館を訪い、右の資料を披見したところ、平松博士の指摘された「諸府伺四・第卅号京都府伺」は、前掲拙稿で指摘した「諸府伺」一・明治四年・第三十号・京都府伺謹慎禁錮中死去スル時其罪ヲ免シ方其外四ヶ条伺ノ件」の誤りであることおよびこの資料は内容的には前掲拙稿で紹介したものと大差はないが、字句などに若干の相違も認められることなどが判明したので、ここに簡単な解題を附して関連する部分を翻刻し、前掲拙稿の補遺としたい。

法務省法務図書館蔵『諸府伺』一・明治四年・第三十号

この資料は、明治四年五月(日欠)付の弁官宛の刑部省回答とこれに附された「自尽之者取計之事」と題された文書よりなる。これは、前掲拙稿において紹介した国立公文書館蔵『太政類典』第一編・第百八十九卷・刑律・

刑律第一・二十二に収録されている明治四年四月七日付の弁官宛の京都府伺<sup>6</sup>を受理した弁官が、それが処理方につき、司法および行刑などをその所掌事務とする刑部省に照会したことに対する同省の回答であろう。

弁官は、明治二年七月八日、職員令(明治二年七月八日・太政官無号達)の頒布に伴い、これまで明治元年閏四月二十一日の政体書(明治元年閏四月二十一日・太政官無号布告)にもとづき「掌受付内外庶事糾判 宮中庶務」をその所掌事務としていた弁事<sup>7</sup>にかわるものとして「掌受付内外庶務」を処理するため設置された大弁、中弁および少弁の三種の機関<sup>8</sup>により構成されていたものと思われるが、正式な設置年月日は、前掲『法規分類大全』官職門一・官職総、同・官職門二・官制・太政官内閣一および同・官職門三・官制・太政官内閣二などを精査するも管見の限りでは、その設置を根拠づける法令がみあたらず不明である<sup>9</sup>。なお、弁官は、明治四年七月十四日に廃止されている(明治四年七月十四日・太政官無号布告<sup>10</sup>)。

この資料のうち、刑部省回答には、文頭に「未四月第六十三号 中村印」と墨書され、また、

初ヶ条

伺之通

と墨書された上には、

伺之通	
伊丹	穴戸
岡内	青木
澤	塩坪
津田	岸良
	鳥居

なる附紙が附されているが、前者は、明治四年四月、弁

官宛に提出された京都府伺をとりあつかつた弁官の官員

の姓名の姓のみ記したものであり、この回答が刑部省青

色八行野紙に記されていることなどからみて本人の自署

ではなく、刑部省回答の作成者によって記されたもので

あろう。ちなみに、「中村」とは、明治三年九月二日に

少弁に任じられた中村弘毅のことであらう。後者の附紙

には、前出のごとく「穴戸」以下九個の各捺印がみられる

が、これは、刑部省回答の起案に関与した刑部省官員の

それであらう。すなわち、穴戸は、明治三年十月二十四

日、刑部少輔に任じられた穴戸璣、青木は、明治二年八

月二十八日、刑部大丞に任じられた青木信寅、塩坪は、

明治二年十月五日、刑部少丞に任じられた塩坪恭信、岸

良は、明治四年三月二十日、刑部少丞に任じられた岸良

兼養、鳥居は、明治二年八月二十八日、刑部少丞に任じ

られた鳥居重雄、伊丹は、明治二年八月七日、刑部大判

事に任じられた伊丹重賢、岡内は、明治四年五月十日、

刑部中判事に任じられた岡内重俊、澤は、明治三年一月

十九日、刑部大丞に任じられた澤 簡徳、津田は、明

治三年十二月二十二日、刑部中判事に任じられた津田

真道のことであらう。

この刑部省回答は、「辛未五月」とのみ記され、弁官に

提出された正確な日付は不明であるが、起案に津田真道

が関与していたとすれば、彼が、明治四年四月二十七日、

「今般大藏卿伊達宗城欽差全權大臣トシテ条約取結之為

メ清国へ被差遣候間為差副同行被仰付候事」なる官命お

よび同五月十五日、「今般大藏卿伊達宗城欽差全權大臣

トシテ条約取結ノ為メ清国へ被差遣候ニ付差副トシテ同

行被仰付候条協力使事ヲ議判可致旨御沙汰候事」なる

官命により東京を出発した同五月十七日より以前のこと

であらう。

明治初年の「自裁」規則補遺（中山）

(1) 中山光勝「明治初年の『自裁』規則」（身延山短期大学「櫻

研究紀要

神」第六十六号（身延山短期大学学會・平成六年）一五五

明治初年の「自裁」規則補遺 (一) (中山)

一七七頁。

(2) 前掲拙稿・一五九—一六〇頁。

(3) 前掲拙稿・一七二頁。

(4) 内閣記録局編『法規分類大全』官職門一・官職総(明治二十二年)二二二頁、同・官職門二・官制・太政官内閣一・二二三頁。

(5) 前掲『法規分類大全』官職門一・官職総・三五頁、同・官職門二・官制・太政官内閣一・一三五頁。

(6) 明治二年七月八日・太政官無号連に

弁事伝達所同役所後弁官伝達所同役所ト被称候事

とみえ(前掲『法規分類大全』官職門二・官制・太政官内閣一・一三六頁)、また、他の明治二年七月八日・太政官無号連に

行政官支配同附向後弁官支配同附ト可称事

とみえ(前掲『法規分類大全』官職門二・官制・太政官内閣一・一三六頁)、さらに、明治二年七月十三日・太政官無号連中に、

一 弁官ヨリ差出ス書類各分課ノ印ヲ押シ候間決議ノ上其分課ヘ下渡シ可有之事

一 自今諸願向出ノ事件総テ弁官ヲ經スシテ議事ニ出スヘカラス候事

但事柄ニ依リ格別ノ事

とみえ(前掲『法規分類大全』官職門二・官制・太政官内閣一・一三六—一三七頁)、明治二年八月七日・太政官無

号連(太政官規則)中にも

一 願向届諸書類日々十字ヨリ十二字迄弁官ニテ取調見込書付各分課ノ印ヲ押シ一字ヨリ參議ニ出シ參議商量シ翌朝御前ニ於テ披露シ職評論之上參議退テ一字ヨリ二字迄ノ間夫々分課ノ弁官ヘ下ス事

一 自今諸願向出之事件総テ弁官ヲ經スシテ議事ニ出スヘカラス候事

但事柄ニ依リ格別ノ事

とみえ(前掲『法規分類大全』官職門二・官制・太政官内閣一・一三七頁)ことなどから、弁官の設置は、明治二年七月八日の職員令の頒布と同時にもしくはその直後のことであつたと思われるが確かでない。

(7) 前掲『法規分類大全』官職門二・官制・太政官内閣一・一四三頁。

(8) 日本史籍協会編『百官履歴・二』日本史籍協会叢書・一七六(東京大学出版会・昭和四十八年覆刻)三四八頁(中村弘毅の項)、我部政男・広瀬順睦編『勅奏任官履歴原書』上巻・転免病死ノ部(柏書房・平成七年)二九九頁(中村弘毅の項)。中村は、高知県の人、明治元年十二月、徴士刑法官権判事、二年七月、民部大丞、同八月、宮内大丞、三年九月、少弁、四年五月、記録編輯御用掛、同八月、大外史、八年九月、権大史、十年一月、大書記官、十二年三月、内閣書記官長、十三年四月、元老院議員、十四年十月、參事院議員、十八年十二月、元老院議員、二十年七月三日、

逝去。彼の伝記に、大植四郎編『明治過去帳（物故人名辞典）』（東京美術・昭和四十六年）二四三頁、高知県人名事典編集委員会編『高知県人名辞典』（高知市民図書館・昭和四十七年）二五八頁、日本歴史学会編『明治維新人名辞典』（吉川弘文館・昭和五十六年）七二一―一四頁などがある。

- (9) 日本史籍協会編『百官履歴・一』日本史籍協会叢書・一七五（東京大学出版会・昭和四十八年覆刻）二八九頁（六戸磯の項）、我部政男・広瀬順晴編『勅奏任官履歴原書』下巻（柏書房・平成七年）五七七頁（六戸磯の項）。六戸は、山口県の人、明治二年十月、山口藩権大参事、三年十月、刑部少輔、四年七月、司法少輔、同十一月、司法大輔、五年五月、教部大輔、十年一月、元老院議員、十二年三月、特命全權公使（清国在勤）、十七年四月、参事院議員、十八年十二月、元老院議員、二十年五月、子爵、二十三年七月、貴族院議員、三十四年十月、逝去。彼の伝記に、前掲『明治過去帳』六三七頁、吉田祥朔『増補近世防長人名辞典』（マツノ書店・昭和五十一年）二六―二七頁、前掲『明治維新人名辞典』四七八頁、戦前期官俸制研究会編・秦 郁彦『戦前期日本官俸制の制度・組織・人事』（東京大学出版会・昭和五十六年）一九頁、国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第六卷（吉川弘文館・昭和六十年）七四六頁、外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会編『新版日本外交史辞典』（山川出版社・平成四年）三六五頁

明治初年の「自裁」規則補遺（中山）

霞会館華族家系大成編輯委員会編『新編旧華族家系大成』上巻（霞会館・平成八年）七〇八頁などがある。なお、彼の没年月日について、前掲『明治過去帳』は、明治三十四年九月三十日とし、前掲『増補近世防長人名辞典』は、明治三十四年九月二十九日とし、前掲『戦前期日本官俸制の制度・組織・人事』、前掲『新版日本外交史辞典』および前掲『平成旧華族家系大成』上巻は、明治三十四年十月一日とするが、ここでは十月一日に従った。

- (10) 東京教育大学特定研究「日本近代化」研究組織編『任解日録』（東京教育大学特定研究「日本近代化」研究組織・昭和四十五年）五〇頁、『明治三年六月・職員録』五八葉表。青木は、愛知県の人、明治二年七月十日、刑部中判事、同八月二十八日、刑部大丞、四年七月十二日、司法中判事、十四年十月、函館控訴裁判所長、十九年五月、函館控訴院長、十九年九月、逝去。彼の伝記に、前掲『明治過去帳』二二八頁、秋元信英「青木信寅関係史料拾遺（一）」（二）（三）『國學院大学日本文化研究所報』第六十三号（國學院大学日本文化研究所・昭和四十九年）五一―六頁、第六十四号（昭和四十九年）七一―八頁、第六十六号（昭和五十年）五一―八頁などがある。なお、彼の官歴については、司法省編『司法沿革誌』（法曹会・昭和十四年）八一―三頁、金井之恭（三上昭美校訂）『校訂明治頭要職務補任録』（柏書房・昭和四十二年）三二―七頁など参照。

(11) 前掲『任解日録』六二頁、前掲『明治三年六月・職員録』

五八葉裏。塩坪は、東京府の人、明治二年七月、刑部大解部、二年十月、刑部少丞、四年九月、司法省六等出仕、同十月、司法少判事、五年六月、免官。彼の官歴については、前掲『任解日録』一八、六二、三四〇、三六二頁など参照。

(12) 前掲『百官履歴・一』三九六頁（岸良兼養の項）、前掲『勅委任官履歴原書』上巻・四七九頁（岸良兼養の項）、前掲『勅委任官履歴原書』上巻・四七九頁（岸良兼養の項）。岸良は、鹿兒島県の人、明治二年八月、彈正大疏、同九月、彈正大巡察、四年三月、刑部少丞、同八月、司法少判事、同十月、司法權中判事、五年八月、司法少丞兼司法權大檢事、六年十二月、司法大檢事、八年五月、大檢事、十年六月、檢事長、同十一月、檢事局長、十二年十月、判事、大審院長、十四年七月、司法少輔、十六年六月、兼任元老院議員、同十一月、逝去。彼の伝記に、前掲『明治過去帳』一八〇頁、岸良精一『我等のルーツ岸良一族』（岸良精一、昭和五十五年）一七三—一七九頁、前掲『明治維新人名辞典』三二七頁、国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第四卷（吉川弘文館・昭和五十九年）八七頁などがあり、また、『東京日日新聞』明治十六年十一月十六日および同十七日の「雜報」欄に詳細な官歴が掲載されている（拙著『明治初期刑事法の研究』（慶應通信・平成二年）二六七—二六九頁）。

(13) 前掲『任解日録』五一頁、前掲『明治三年六月・職官録』

五八葉裏。鳥居は、愛知県の人、明治二年七月、刑部少判事、同八月、刑部少丞、四年十月、司法權少判事、五年六月、免官。彼の官歴については、前掲『任解日録』一七、五一、三六三頁など参照。なお、前掲『任解日録』は、二年七月十日の項（一七頁）においては、「鳥居信雄」と記し、四年八月二十八日の項（三一八頁）においては、「司法權管事」と記しているが、誤記であろう。

(14) 前掲『百官履歴・一』二四三頁（伊丹重賢の項）、前掲『勅委任官履歴原書』下巻・六頁（伊丹重賢の項）。伊丹は、東京府（出生は京都）の人、明治二年八月、刑部大判事、四年七月、司法中判事、同十一月、司法少輔、五年五月、左院中議員、同十月、左院二等議員、八年五月、四等判事、九年十月、長崎上等裁判所長心得、十一年八月、元老院議員、二十三年九月、貴族院議員、二十九年六月、男爵、三十三年七月、逝去。彼の伝記に、前掲『明治過去帳』六〇一頁、前掲『明治維新人名辞典』八五—八六頁、前掲『平城旧華族家系大成』上巻・一四七—一四八頁などがある。

(15) 前掲『勅委任官履歴原書』下巻・一四五頁（岡内重俊の項）。岡内は、高知県の人、明治二年七月、刑部大解部、同八月、刑部少判事、四年五月、刑部中判事、同七月、司法少判事、同十月、司法權中判事、六年三月、司法權大檢事、八年五月、中檢事、權大檢事、十年六月、判事、十一

年八月、長崎上等裁判所長心得、十三年三月、長崎上等裁判所長、十九年五月、元老院議員、二十三年九月、貴族院議員、三十三年五月、男爵、大正四年九月、逝去。彼の伝記に、前掲「高知県人名辞典」六六頁、稲村徹元・井門寛・丸山 信編「大正過去帳〈物故人名辞典〉」(東京美術・昭和四十八年)七三頁、國史大辞典編集委員会編「國史大辞典」第二卷(吉川弘文館・昭和五十五年)七二六頁、前掲「<sup>平成</sup>旧華族家系大成」上巻・三三五頁などがある。

(16) 前掲「任解日録」八三頁、前掲「明治三年六月・職員録」五八葉表。澤は、東京府の人、明治二年七月、刑部権大丞、三年一月、刑部大丞、四年八月、神祇少祐、神祇少丞、三十六年十月、逝去。彼の伝記に、前掲「明治過去帳」一六九五頁などがある。なお、彼の官歴については、前掲「任解日録」一七、八三、二六五、二六九頁など参照。

(17) 前掲「百官履歴・一」二七八頁(津田真道の項)、前掲「勅委任官履歴原書」下巻・二九六頁(津田真道の項)。津田は、東京府(出生は岡山県津山)の人、明治二年一月、徴士刑法官権判事、同八月、静岡藩少参事、三年閏十月、刑部少判事、同十二月、刑部中判事、四年四月、兼任外務権大丞、同十一月、司法中判事、五年八月、大法官、六年八月、陸軍省四等出仕、九年四月、元老院議員、二十三年七月、衆議院議員、同十一月、衆議院副議長、二十九年一月、貴族院議員、三十三年五月、男爵、三十六年一月、法

学博士、同九月、逝去。彼の伝記に、津田道治「津田真道」(津田道治・昭和十五年)、前掲「明治過去帳」六九一—六九二頁、向井 健「津田真道」小林直樹・水本 浩編「現代日本の法思想」有斐閣選書(有斐閣・昭和五十一年)二七—二八頁、前掲「明治維新人名辞典」六三—六三三頁、前掲「戦前期日本官僚制の制度・組織・人事」一五二頁、國史大辞典編集委員会編「國史大辞典」第九卷(吉川弘文館・昭和六十三年)七六七—七六八頁、霞会館華族家系大成編輯委員会編「<sup>平成</sup>旧華族家系大成」下巻(霞会館・平成八年)一〇四頁などがある。

(18) 前掲「勅委任官履歴原書」下巻・二九頁。

(19) 前掲「津田真道」一四〇頁には、「是月(明治四年四月—中山註)、從二位行大藏卿伊達宗城を欽差全権大臣となし、条約締結の爲め清国に差遣せらる。真道差副として同行仰付られ、協力使事を談判すべき旨の御沙汰を受く。時に行を同じくせる者、曰く正四位行外務大丞兼文書生柳原前光、欽差に輔翼たり。参事三名、曰く從六位守大学少丞長莪(三洲)、正七位守文書権正鄭永露、其一人は即ち真道なり。随員八名、曰く大学中助教宮下惟清、曰く文書大佐頼川重寛、曰く外務権大録齋藤知一、曰く文書権大佑頼川雅文、曰く文書少祐津久井遠、曰く外務権少録土子豊憲、曰く大蔵省附屬滿川成種、同小會根豊明なり。從士は大臣に三人、輔翼に二人、参事に各一人、通計二十有一名。五

明治初年の「自裁」規則補遺（一）（中山）

月十七日発程、九月十八日帰朝す。五月十七日東京を發し横濱に着、米國郵船ゴールデン・エッジ号に搭乘す。」とみゆ。

(20) 本稿を作成するについては、国立公文書館、法務省法務図書館などには、貴重資料の閲覧につき種々御厚配にあずかった。ここに併せてその学恩に対し、深甚なる感謝の意を表したい。なお、前掲拙稿において、「明治の忠臣蔵」に関する文献の若干を紹介しておいた（前掲拙稿・一六〇頁）が、その後に気付いたものがあるので、ここに補遺として、渋谷元良編『加賀本多家義士録』（葵園会・昭和三年）および中村彰彦『明治忠臣蔵』（双葉社・平成七年）を挙示しておきたい。このうち後者は、事件に取材した小説である。

前註

(1) 漢字は、人名等の固有名詞をのぞいて現代一般に使用されているものに改め、合字、変体仮名等についても普通のものに改めた。

(2) ( ) の中は、すべて中山の註記である。

（法務省法務図書館蔵『諸府伺』一・明治四年・第三十号）

未四月第六十三号

中村印  
京都府伺

附紙

初ヶ条

伺之通

二ヶ条

(中略)

五ヶ条

(中略)

右之通御附紙有之可然候事

辛未五月

弁官

御中

刑部省

(刑部省青色八行野紙)

(附紙)

伺之通				
伊丹	六戸	青木	塩坪	岸良
岡内	津田	鳥居		

自尽之者取計之事